















附則 (平成二十年六月三日文部科学省令第一九七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十年七月二日文部科学省令第二〇二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十年八月二日文部科学省令第二〇六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十年九月二日文部科学省令第二一四号)
この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二十年九月九日文部科学省令第二一七号)
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百二十六条及び第二百三十一条の改正規定 (平成二十二年四月一日)

二 第二百二十七条第一項及び第二項の改正規定並びに第二百二十七条第三項を削る改正規定 (平成二十四年四月一日)

三 第八十一条、第八十三条、第二百二十八条、別表第三及び別表第五の改正規定 (平成二十五年四月一日)

2 改正後の学校教育法施行規則(以下「新令」という。)別表第三の規定は、平成二十五年四月一日以降高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)に入

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程についての平成二十四年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における旧令別表第三の規定の適用については、旧令別表第三(三)の表の「数学」の項中「数学基礎、数学I」とあるのは「数学I」とし、「数学II」とあるのは「数学II」とし、同表理科の項中「理科基礎、理科総合A、理科総合B、物理I、物理II、化学I、化学II、生物I、生物II、地学I、地学II」とあるのは「科学と人間生活、物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物、地学基礎、地学、理科課題研究」とし、旧令別表第三(三)の表の「理科」の項中「理科数学探究」とあるのは「理科数学特論」とし、「理科地学」とあるのは「理科地学、課題研究」とする。

6 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における旧令第二百二十六条及び第二百三十一条の規定の適用については、旧令第二百二十六条中「編成するものとする。」とあるのは「編成するものとする。ただし、第五学年及び第六学年においては、知的障害者である児童を教育する場合を除き、外国語活動を加えて編成することができる。」とし、旧令第二百三十一条第二項中「道徳」とあるのは「道徳、外国語活動」とする。

7 新令第二百二十八条及び別表第五の規定は、平成二十五年四月一日以降特別支援学校の高等部に入学者(新令第二百二十五条第五項で準用する新令第九十一条の規定により入学した生徒であ

学した生徒(新令第九十一条、新令第九十三条第一項及び第九十三条第五項で準用する場合を含む。附則第四項及び第五項において同じ。)の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用する。

3 前項の規定により新令別表第二の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

4 平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒(新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成二十二年四月一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程については、平成二十一年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則(以下「旧令」という。)別表第三の規定の適用については、同表(三)の表の「福祉」の項中「福祉情報処理」とあるのは、「福祉情報処理、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころからの理解、福祉情報活用」とする。

5 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒(新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成二十四年三月三十一日までに入学した生徒に

あつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用する。

8 前項の規定により新令第九十一条及び別表第五の規定が適用されるまでの特別支援学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。

9 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学者(新令第三十五条第五項で準用する新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成二十二年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程については、平成二十二年四月一日から新令第九十一条及び別表第五の規定が適用されるまでの間における旧令第二百二十八条及び別表第五の規定の適用については、同条中「及び流通・サービス」とあるのは、「流通・サービス及び福祉」とし、旧令別表第五(三)の表の「保健医療」の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、保健医療情報活用」とし、同表理科の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、保健医療情報活用」とし、同表「歯科技工」の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、歯科技工情報活用」とする。

あつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用する。

8 前項の規定により新令第九十一条及び別表第五の規定が適用されるまでの特別支援学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。

9 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学者(新令第三十五条第五項で準用する新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成二十二年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程については、平成二十二年四月一日から新令第九十一条及び別表第五の規定が適用されるまでの間における旧令第二百二十八条及び別表第五の規定の適用については、同条中「及び流通・サービス」とあるのは、「流通・サービス及び福祉」とし、旧令別表第五(三)の表の「保健医療」の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、保健医療情報活用」とし、同表理科の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、保健医療情報活用」とし、同表「歯科技工」の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、歯科技工情報活用」とする。

附則 (平成二十二年三月六日文部科学省令第二一五号)
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年三月二日文部科学省令第二一〇号)
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年八月二日文部科学省令第二〇二号)
この省令は、平成二十二年九月一日から施行する。

附則 (平成二十二年九月二日文部科学省令第二一四号)
この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年六月二日文部科学省令第二一五号)
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年七月二日文部科学省令第二一七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年五月二日文部科学省令第二一八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十五年三月二日文部科学省令第二二〇号)
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十四年三月二日文部科学省令第二一四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年三月二日文部科学省令第二一四号)
この省令は、公布の日から施行する。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

別表第一 (第五十一条関係) (平〇文部科学省令第一九七号)
この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

三 第五十条第二項の場合において、道徳のほかにも宗教を加えるときは、宗教の授業時数をこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第二及び別表第四の場合においても同様とする。)

Table with columns for '区' (Area) and '分' (Division) and rows for '各教科の授業時数' (Number of class hours for each subject) and '特別活動の授業時数' (Number of class hours for special activities). Rows include: 国語, 社会, 算数, 理科, 生活, 音楽, 図画工作, 家庭, 体育, 道徳, 総合的な学習の時間, 特別活動の授業時数, 総授業時数. Columns include: 第一学年, 第二学年, 第三学年, 第四学年, 第五学年, 第六学年.



体育	スポーツ概論、スポーツⅠ、スポーツⅡ、スポーツⅢ、スポーツⅣ、スポーツⅤ、スポーツⅥ、スポーツ総合演習
音楽	音楽理論、音楽史、演奏研究、ソルフェージュ、声楽、器楽、作曲、鑑賞研究
美術	美術概論、美術史、素描、構成、絵画、版画、彫刻、ビジュアルデザイン、グラフィックデザイン、情報メディアデザ イン、映像表現、環境造形、鑑賞研究
英語	総合英語、英語理解、英語表現、異文化理解、時事英語

備考  
一 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。  
二 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

別表第四 (第七十六条、第七十七条、第七十八条関係)

区 分	第一 学 年			第二 学 年			第三 学 年		
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
各教科	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
理科	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
音楽	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
美術	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
保健体育	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
技術・家庭	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
外国語	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
道徳の授業時数	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
総合的な学習の時間の授業時数	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
特別活動の授業時数	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
総 授 業 時 数	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五

備考  
一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。  
二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領(第百八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。)で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。  
三 各学年においては、各教科の授業時数から七十を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり三十五を限度とする。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

別表第五 (第百二十八条関係)

各教科	各 教 科 に 属 す る 各 教 科
保健医療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健医療、臨床保健医療、療と保健医療経営、保健医療経営実習、保健医療臨床実習、保健医療情報活用、課題研究
理 療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎理療学、臨床理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報活用、課題研究
理学療法	人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、臨床実習、理学療法情報活用、課題研究
各教科	印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究
印刷	印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究
美容・美容	美容・美容関係法規、衛生管理、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、理容・美容文化論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、理容・美容情報活用、課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規、公衆衛生、クリーニング理論、繊維、クリーニング機器・装置、クリーニング実習、課題研究
歯科技工	歯科技工関係法規、歯科技工概論、歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、歯科技工実習、歯科技工情報活用、課題研究

- 一 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

A (日法一〇九二・三三) ㊟

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

三〇三

第二十六編 教育

三〇四(一)㉞

A (日法一〇九二・三三) ㊟